

議案第18号

教育財産の用途廃止について

鳥栖市立弥生が丘小学校の下記物件について、放課後児童健全育成事業の施設として活用したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第3号の規定により、この案について、議決を求める。

- 1 物件の表示 鳥栖市弥生が丘4丁目329番地  
建物 鉄骨造プレハブ平屋建、133㎡

令和5年9月13日

鳥栖市教育委員会  
教育長 佐々木 英利

## 弥生が丘小学校仮図工室の財産管理上の取り扱いについて

弥生が丘小学校に仮図工室として建築した教育財産の取り扱いについて、教育総務課と生涯学習課及び放課後児童クラブ支援室との協議の結果、以下のとおり行いたい。

### 1 用途廃止する教育財産の概要

項目	内容
所在地	弥生が丘小学校（鳥栖市弥生が丘4丁目329番地）
建物名	仮図工室
所管課	教育総務課
建築年月日	平成21年3月
延べ床面積	133㎡
構造	鉄骨造プレハブ平屋建

### 2 用途廃止の理由

- 平成20年度にて、弥生が丘地区の人口増加に伴い、普通教室数が不足していたため、校舎内の図工室を普通教室として使用できるように学校敷地内に当該建物を建設し、仮図工室として供用を開始。

※当該建物については、国の交付金等を活用していない

- 平成24年度に普通教室棟を増築し普通教室数の不足が解消。
- 平成25年度に放課後児童クラブ施設が不足していたため、状況に応じて、仮図工室を生涯学習課へ一時的に貸し出しする。
- 令和4年度に当該建物の空調設備更新等工事を、生涯学習課で実施。

### 3 今後の方針

今後、弥生が丘小学校は児童数が減少すると見込まれており、当該建物を再度仮図工室として使用することはないと思われる。また、当該施設を放課後児童クラブの施設として使用することで、公有財産の活用が図られる。そのため、教育財産である当該建物の用途を廃止したい。なお、用途廃止後の当該建物所管を生涯学習課とする。



